

## 相模原市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、相模原市の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保並びに公正な競争の促進を図るため、相模原市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 相模原市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 相模原市が発注した工事のうち委員会が抽出したのものに関し、入札及び契約手続等について審議を行うこと。
- (3) 前2号の事務に関し、報告の内容、審議した入札及び契約手続等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、意見を建議すること。
- (4) 相模原市公共工事苦情処理手続要綱(平成21年7月1日施行)に規定する再苦情について審議を行い、意見を建議すること。
- (5) 相模原市が発注した工事に関する談合情報に対する対応についての報告を受け、必要に応じて意見を建議すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項について審議を行い、意見を建議すること。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第7条 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、契約事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。  
(最初の委員会の招集)
  - 2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。  
(最初の委員の任期)
  - 3 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。
-